

国際協力事業団基本法令

昭和49年12月

国際協力事業団

| | |
|---------------------|-----|
| 国際協力事業団 | |
| 受入 月日 '84. 3. 28 | 000 |
| | 36 |
| 登録No. 02540 | KA |

PA
0.51
K

目 次

- 国際協力事業団法…………… (昭和49年 5 月31日法律第62号)…………… 1
- 国際協力事業団法の一部の施行期日を定める政令
…………… (昭和49年 7 月31日政令第282号)…………… 27
- 国際協力事業団法施行令… (昭和49年 7 月31日政令第283号)…………… 28
- 国際協力事業団の財務及び会計に関する省令
…………… (昭和49年12月25日外務省令第8号)…………… 35
- 国際協力事業団の業務方法書に記載すべき事項を定める省令
…………… (昭和49年12月25日 外務省
農林省
通商産業省 令第1号)…………… 44

参 考

- 国際協力事業団法案に対する附帯決議
…………… (昭和49年 5 月10日衆議院外務委員会)…………… 46
- 対外経済協力審議会令…… (昭和36年 6 月22日政令第208号)…………… 48
- 海外移住審議会令…………… (昭和30年 7 月11日政令第111号)…………… 57

JICA LIBRARY



1018942E13

○ 国際協力事業団法

(昭和49年5月31日)
法律第62号

目 次

| | | |
|-----|--------|-------------|
| 第1章 | 総 則 | (第1条～第7条) |
| 第2章 | 役員及び職員 | (第8条～第18条) |
| 第3章 | 運営審議会 | (第19条・第20条) |
| 第4章 | 業 務 | (第21条～第25条) |
| 第5章 | 財務及び会計 | (第26条～第37条) |
| 第6章 | 監 督 | (第38条・第39条) |
| 第7章 | 雑 則 | (第40条～第43条) |
| 第8章 | 罰 則 | (第44条～第46条) |
| | 附 則 | |

第1章 総 則

(目 的)

第1条 国際協力事業団は、開発途上にある海外の地域（以下「開発途上地域」という。）に対する技術協力の実施及び青年の海外協力活動の促進に必要な業務を行い、開発途上地域等の社会の開発並びに農林業及び鉱工業の開発に協力する見地からこれらの開発に必要な資金で日本輸出入銀行及び海外経済協力基金から供給を受けることが困難なものについてその円滑な供給を図り、これと併せて技術を提供する等の業務を行い、並びに中南米地域等への海外移住の円滑な実施に必要な業務を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の発展に寄与し、国際協力の促進に資

することを目的とする。

(法人格)

第2条 国際協力事業団（以下「事業団」という。）は、法人とする。

(事務所)

第3条 事業団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 事業団は、外務大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第4条 事業団の資本金は、40億円と附則第6条第4項、附則第7条第4項及び附則第8条第5項の規定により政府から出資があったものとされた金額との合計額とし、政府がその全額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、事業団に追加して出資することができる。

3 事業団は、前項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増額するものとする。

(登記)

第5条 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第6条 事業団でない者は、国際協力事業団という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第7条 民法（明治29年法律第89号）第44条及び第50条の規定は、事業団について準用する。

第2章 役員及び職員

(役員)

第8条 事業団に、役員として、総裁1人、副総裁2人、理事12人以内及び監事3人以内を置く。

2 事業団に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事6人以内を置くことができる。

(役員職務及び権限)

第9条 総裁は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2 副総裁は、総裁の定めるところにより、事業団を代表し、総裁を補佐して事業団の業務を掌理し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、総裁の定めるところにより、総裁及び副総裁を補佐して事業団の業務を掌理し、総裁及び副総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、事業団の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、総裁又は主務大臣に意見を提出することができる。

(役員任命)

第10条 総裁及び監事は、外務大臣が任命する。

2 副総裁及び理事は、総裁が外務大臣の認可を受けて任命する。この場合において、非常勤の理事のうち、1人は日本輸出入銀行の理事のうちから、1人は海外経済協立^力基金の理事のうちから、それぞれ、日本輸出入銀行の総裁及び海外経済協立^力基金の総裁の推薦に基づき、任命するものとする。

(役員任期)

第11条 役員任期は、4年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員欠格条項)

第12条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

- (1) 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）
- (2) 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であって事業団と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）
- (3) 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

(役員解任)

第13条 外務大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 外務大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反があるとき。
- 3 総裁は、前項の規定により役員を解任しようとするときは、外務大臣の認可を受けなければならない。

(役員兼職禁止)

第14条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業

に従事してはならない。ただし、外務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第15条 事業団と総裁又は副総裁との利益が相反する事項については、総裁及び副総裁は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

(代理人の選任)

第16条 総裁は、事業団の理事又は職員のうちから、事業団の従たる事務所業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第17条 事業団の職員は、総裁が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第18条 事業団の役員及び職員は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第3章 運営審議会

(運営審議会)

第19条 事業団に、運営審議会を置く。

- 2 運営審議会は、総裁の諮問に応じ、事業団の業務の運営に関する重要事項を審議する。
- 3 運営審議会は、事業団の業務の運営につき、総裁に対して意見を述べることができる。
- 4 運営審議会は、委員40人以内で組織する。

(委員)

第20条 委員は、事業団の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、外務大臣の認可を受けて、総裁が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 第13条第2項及び第3項の規定は、委員について準用する。

第4章 業 務

(業務の範囲)

第21条 事業団は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

(1) 条約その他の国際約束に基づく技術協力の実施に必要な次の業務(第3号ニに掲げる業務に該当するものを除く。)を行うこと。

イ 開発途上地域からの技術研修員に対し技術の研修を行い、並びにこれらの技術研修員のための研修施設及び宿泊施設を設置し、及び運営すること。

ロ 開発途上地域に対する技術協力のため人員を派遣すること。

ハ ロに掲げる業務に係る技術協力その他開発途上地域に対する技術協力のための機材を供与すること。

ニ 開発途上地域に設置される技術協力センターに必要な人員の派遣、機械設備の調達等その設置及び運営に必要な業務を行うこと。

ホ 開発途上地域における公共的な開発計画に関し基礎的調査を行うこと。

(2) 開発途上地域の住民と一体となって当該地域の経済及び社会の発展に協力することを目的とする海外での青年の活動(以下この号において「海外協力活動」という。)を促進し、及び助長するため、次の業務

を行うこと。

イ 海外協力活動を志望する青年の募集、選考及び訓練を行い、並びにその訓練のための施設を設置し、及び運営すること。

ロ 条約その他の国際約束に基づき、イの選考及び訓練を受けた青年を開発途上地域に派遣すること。

ハ 海外協力活動に関し、知識を普及し、及び国民の理解を増進すること。

(3) 開発途上地域等の社会の開発並びに農林業及び鉱工業の開発に協力するため、次の業務を行うこと。

イ 開発途上地域における住民の福祉向上のための文化、交通、通信、衛生、生活環境等に係る施設の整備事業又は開発途上地域等における農林業若しくは鉱工業に係る開発の事業（以下次条までにおいて「開発事業」と総称する。）に付随して必要となる関連施設であって、周辺の地域の開発に資するものの整備（次条において「関連施設の整備」という。）に必要な資金を貸し付け、又は当該資金の借入れに係る債務を保証すること。

ロ 開発事業のうち試験的に行われる事業（石油（オイルサンド及びオイルシェールを含む。）、可燃性天然ガス及び金属鉱物に係る鉱業並びに工業に係るものを除く。）であって技術の改良又は開発と一体として行われなければその達成が困難であると認められるものその他これに準ずる事業として政令で定めるもの（次条において「試験的事业等」という。）に必要な資金を貸し付け、若しくは当該資金の借入れに係る債務を保証し、又は当該資金を供給するための出資をすること。

ハ 条約その他の国際約束に基づき、開発途上地域の政府又は地方公

共団体その他の公共的団体からの委託を受けて、当該開発途上地域の社会の開発並びに農林業及び鉱工業の開発に資する施設等の整備事業（政令で定めるものに限る。次条において「施設等整備事業」という。）を行うこと。

ニ イ又はロの規定による貸付け、債務の保証又は出資の対象となる事業及びハの規定により事業団が行う事業に必要な調査及び技術の指導を行うこと。

ホ 開発事業に従事する本邦法人（本邦法人が出資している外国法人を含む。）又は本邦人からの要請に基づき、第1号及びニの業務の遂行に支障のない範囲内で適当と認める場合に、当該開発事業に必要な技術の指導を行うこと。

(4) 移住者に対する援助及び指導等を国の内外を通じ一貫して実施するため、次の業務を行うこと。

イ 海外移住に関し、調査及び知識の普及を行い、相談に応じ、並びにあっせんを行うこと。

ロ 移住者に対して、訓練及び講習並びに渡航費及び支度金等の支給を行い、並びに渡航のための宿泊施設の提供、引率その他の援助及び指導を行うこと。

ハ 海外において、移住者の事業、職業その他移住者の生活一般について、相談に応じ、及び指導を行うこと。

ニ 海外において、移住者の定着のために必要な福祉施設の整備その他の援助を行うこと。

ホ 移住者が入植するための土地の取得、造成、管理及び譲渡並びに取得のあっせんを行うこと。

ヘ 移住者若しくはその団体で海外において農業、漁業、工業その他

の事業を行うものに対して当該事業に必要な資金を貸し付け、若しくは当該資金の借入れに係る債務を保証し、又は当該事業のうち政令で定めるものに必要な資金を供給するための出資をすること。

ト 海外において農業、漁業、工業その他の事業であって移住者の定着及び安定に寄与すると認められるものを行う者（移住者及びその団体を除く。）に対して当該事業に必要な資金を貸し付け、又は当該事業のうち政令で定めるものに必要な資金を供給するための出資をすること。

(5) 第1号並びに第3号ニ及びホの業務の遂行に必要な人員の養成及び確保を行うこと。

(6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(7) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するため必要な業務を行うこと。

2 事業団は、前項第7号に掲げる業務を行おうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

第22条 次の各号に掲げる業務については、事業団は、当該各号に定める要件を満たす場合に限り、当該業務を行うことができる。

(1) 前条第1項第3号イに掲げる業務。次のイ及びロのいずれにも該当すること。

イ 当該開発事業につき、日本輸出入銀行、海外経済協力基金、事業団その他政令で定める機関からの資金の貸付け、債務の保証又は出資（以下「貸付け等」という。）があること。

ロ 当該関連施設の整備につき、日本輸出入銀行及び海外経済協力基金から貸付け等を受けることが困難であると認められること。

(2) 前条第1項第3号ロに掲げる業務。当該試験的事業等につき、日本

輸出入銀行及び海外経済協力基金から貸付け等を受けることが困難であると認められること。

- (3) 前条第1項第3号ハに掲げる業務 当該施設等整備事業につき、当該開発途上地域及び我が国に事業団以外の適当な事業主体がないと認められること。

(業務実施方針)

第23条 主務大臣は、毎事業年度、第21条第1項各号に掲げる業務につき業務実施方針を定め、当該事業年度の開始前に、これを事業団に指示するものとする。

- 2 主務大臣は、前項の規定により指示した業務実施方針の内容を変更したときは、その都度、その変更に係る指示をするものとする。

(業務の委託)

第24条 事業団は、次の各号に掲げる業務については、主務大臣の認可を受けた場合に限り、当該各号に定める者に対し、当該業務の一部を委託することができる。

- (1) 第21条第1項第3号イ及びロに掲げる業務その他の貸付け等の業務
金融機関
- (2) 第21条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる業務（前号に掲げる業務に該当するものを除く。） 地方公共団体その他の者
- 2 前項第1号に掲げる業務につき同項の規定による主務大臣の認可があった場合においては、同号の金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、当該認可に係る業務を受託することができる。
- 3 第1項第1号の規定により業務の委託を受けた金融機関（以下「受託金融機関」という。）の役員又は職員であって当該委託業務に従事するのは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する

職員とみなす。

(業務方法書)

第25条 事業団は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令で定める。

第5章 財務及び会計

(事業年度)

第26条 事業団の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画等の認可)

第27条 事業団は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、外務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第28条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後4月以内に外務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 外務大臣は、やむを得ない事情があると認めるときは、事業団の申出により、2月を超えない範囲内において、前項の期間を延長することができる。

3 事業団は、第1項の規定により財務諸表を外務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を付け

なければならない。

(区分経理)

第29条 事業団は、次に掲げる経理については、政令で定めるところにより、それぞれその他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

- (1) 第21条第1項第3号イ及びロに掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に係る経理
- (2) 第21条第1項第3号ハに掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る経理
- (3) 第21条第1項第4号ホに掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る経理
- (4) 第21条第1項第4号へ及びトに掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に係る経理

(利益及び損失の処理並びに納付金)

第30条 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額のうち、政令で定める基準により計算した額を積立金として積み立てなければならない。

- 2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。
- 3 事業団は、第1項に規定する残余の額から同項の規定により積立金として積み立てた額を控除して残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。
- 4 第1項の利益金の計算の方法及び前項の納付金の納付の手續その他同

項の納付金に関し必要な事項については、政令で定める。

(借入金及び国際協力事業団債券)

第31条 事業団は、外務大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は国際協力事業団債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

- 2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、外務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。
- 3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、1年以内に償還しなければならない。
- 4 第1項の規定による債券の債権者は、事業団の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
- 5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。
- 6 事業団は、外務大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。
- 7 商法（明治32年法律第48号）第309条から第311条までの規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。
- 8 第1項及び第4項から前項までに定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(債務保証)

第32条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和21年法律第24号）第3条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、事業団の長期借入金又は債券に係る債務（国際復興開

発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和28年法律第51号）第2条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）について保証することができる。

（償還計画）

第33条 事業団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、外務大臣の認可を受けなければならない。

（余裕金の運用）

第34条 事業団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- (1) 国債その他外務大臣の指定する有価証券の取得
- (2) 資金運用部への預託
- (3) 銀行その他外務大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金
- (4) 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

（財産の処分等の制限）

第35条 事業団は、外務省令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、外務大臣の認可を受けなければならない。

（給与及び退職手当の支給の基準）

第36条 事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、外務大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（外務省令への委任）

第37条 この法律及びこれに基づく命令に規定するもののほか、事業団の^財債務及び会計に関し必要な事項は、外務省令で定める。

第6章 監 督

(監 督)

第38条 事業団は、主務大臣が監督する。

- 2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第39条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団若しくは受託金融機関に対してその業務及び資産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、事業団若しくは受託金融機関の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。ただし、受託金融機関に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。

- 2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第7章 雑 則

(連絡等)

第40条 事業団は、第21条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる業務の運営については、地方公共団体と密接に連絡するものとする。

- 2 地方公共団体は、事業団に対し、前項に規定する業務の運営について協力するよう努めるものとする。

(解 散)

第41条 事業団の解散については、別に法律で定める。

(協 議)

第42条 外務大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

- (1) 第27条、第31条第1項、第2項ただし書若しくは第6項、第33条又は第35条の規定による認可をしようとするとき。
- (2) 第28条第1項又は第36条の規定による承認をしようとするとき。
- (3) 第34条第1号又は第3号の規定による指定をしようとするとき。
- (4) 第35条又は第37条の規定により外務省令を定めようとするとき。

2 主務大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

- (1) 第21条第2項、第24条第1項又は第25条第1項の規定による認可をしようとするとき。
- (2) 第23条の規定により業務実施方針を定め、又は変更しようとするとき。
- (3) 第25条第2項の規定により主務省令を定めようとするとき。

3 主務大臣（次条第1項第2号の規定により外務大臣が主務大臣となる場合に限る。）は、次の場合には、関係行政機関の長（大蔵大臣を除く。）に協議しなければならない。ただし、第1号の場合にあっては、その協議は、第21条第1項第1号、第3号若しくは第5号に掲げる業務又は同項第4号に掲げる業務（これに関連する同項第7号に掲げる業務を含む。）に関する事項に限られるものとする。

- (1) 第23条の規定により業務実施方針を定め、又は変更しようとするとき。
- (2) 第21条第2項の規定による認可（同条第1項第4号に掲げる業務に係るものに限る。）をしようとするとき。

4 主務大臣（次条第1項第3号の規定により外務大臣及び農林大臣が主務大臣となる場合に限る。）は、次の場合には、通商産業大臣に協議しなければならない。ただし、その協議は、第21条第1項第3号イに掲げる業務に関する事項に限られるものとする。

(1) 第23条の規定により業務実施方針を定め、又は変更しようとするとき。

(2) 第25条第1項の規定による認可をしようとするとき。

（主務大臣等）

第43条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

(1) 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、外務大臣

(2) 第21条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる業務に関する事項並びに同項第3号及び第5号から第7号までに掲げる業務に関する事項（次号及び第4号に定める事項を除く。）については、外務大臣

(3) 第21条第1項第3号に掲げる業務及びこれに関連する同項第5号に掲げる業務であって、農林業の開発に係るもの並びにこれらの業務に関連する同項第6号及び第7号に掲げる業務に関する事項については、外務大臣及び農林大臣

(4) 第21条第1項第3号に掲げる業務及びこれに関連する同項第5号に掲げる業務であって、鉱工業の開発に係るもの並びにこれらの業務に関連する同項第6号及び第7号に掲げる業務に関する事項については、外務大臣及び通商産業大臣

2 この法律における主務省令は、前項各号に定める事項に関し、それぞれ同項各号に定める主務大臣の発する命令とする。

第8章 罰 則

(罰 則)

第44条 第39条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団又は受託金融機関の役員又は職員は、5万円以下の罰金に処する。

第45条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員は、3万円以下の過料に処する。

- (1) この法律により外務大臣又は主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。
- (2) 第5条第1項の政令の規定に違反して登記することを怠ったとき。
- (3) 第21条第1項に規定する業務以外の業務を行ったとき。
- (4) 第34条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。
- (5) 第38条第2項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

第46条 第6条の規定に違反した者は、1万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第14条から第25条までの規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(事業団の設立)

第2条 外務大臣は、事業団の総裁又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された総裁又は監事となるべき者は、事業団の

成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ総裁又は監事に任命されたものとする。

第3条 外務大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、事業団の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対し、出資金の払込みの請求をしなければならない。

3 設立委員は、出資金の払込みがあった日において、その事務を前条第1項の規定により指名された総裁となるべき者に引き継がなければならない。

第4条 附則第2条第1項の規定により指名された総裁となるべき者は、前条第3項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第5条 事業団は、設立の登記をすることによって成立する。

(海外技術協力事業団の解散等)

第6条 海外技術協力事業団は、事業団の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時に於いて事業団が承継する。

2 海外技術協力事業団の昭和49年4月1日に始まる事業年度は、海外技術協力事業団の解散の日の前日に終わるものとする。

3 海外技術協力事業団の昭和49年4月1日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

4 第1項の規定により事業団が海外技術協力事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における海外技術協力事業団に対する政府の出資金に相当する金額は、事業団の設立に際し政府から事業団に出資されたものとする。

5 第1項の規定により海外技術協力事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(海外移住事業団の解散等)

第7条 海外移住事業団は、事業団の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時に於いて事業団が承継する。

2 海外移住事業団の昭和49年4月1日に始まる事業年度は、海外移住事業団の解散の日の前日に終わるものとする。

3 海外移住事業団の昭和49年4月1日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

4 第1項の規定により事業団が海外移住事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における海外移住事業団に対する政府の出資金に相当する金額は、事業団の設立に際し政府から事業団に出資されたものとする。

5 第1項の規定により海外移住事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(海外貿易開発協会からの引継ぎ等)

第8条 昭和45年2月1日に設立された財団法人海外貿易開発協会(以下この条において「協会」という。)は、寄附行為の定めるところにより、設立委員に対し、事業団の成立の時に於いて現に協会が有する権利及び義務のうち、昭和49年2月1日現在における協会の寄附行為第4条第1号及び第2号に掲げる事業であつて農林業及び鉱工業に係るもの並びにこれらに附帯する事業(以下この条において「引継事業」という。)の遂行に伴い協会に属するに至つたものを、事業団において承継すべき旨を申し出ることができる。

- 2 設立委員は、前項の規定による申出があったときは、遅滞なく、外務大臣及び通商産業大臣の認可を申請しなければならない。
- 3 前項の認可があったときは、引継事業の遂行に伴い協会に属するに至った権利及び義務は、事業団の成立の時に於いて事業団に承継されるものとする。
- 4 前項の規定による権利及び義務の承継があった場合においては、事業団の成立前に引継事業の遂行に必要な資金に充てるため日本貿易振興会から協会に貸し付けられた74億5千万円の貸付金（以下「日本貿易振興会の貸付金」という。）は、その承継の日において返済されたものとなるものとする。
- 5 前項の規定により日本貿易振興会の貸付金が返済されたものとなるときは、その返済されたものとなる金額に相当する金額は、事業団の設立に際し政府から事業団に出資されたものとする。
- 6 第4項の規定により日本貿易振興会の貸付金が返済されたものとなったときは、日本貿易振興会の資本金の額及び政府の日本貿易振興会に対する出資金の額は、それぞれ当該時期において、その返済されたものとされた日本貿易振興会の貸付金の額に相当する金額を減少するものとする。

（非課税）

- 第9条 附則第6条第1項及び第7条第1項の規定により事業団が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得については、不動産取得税若しくは特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。
- 2 附則第6条第1項及び第7条第1項の規定により事業団が権利を承継する場合における当該承継に係る土地で海外技術協力事業団又は海外移

住事業団が昭和44年1月1日前に取得したものに対しては、特別土地保有税を課することができない。

(海外技術協力事業団等の解散等に伴う経過措置)

第10条 海外技術協力事業団若しくは海外移住事業団の解散の際現にその職員として在職する者又は事業団の設立の際現に日本貿易振興会の職員として在職する者で引き続き事業団の職員となったものについては、事業団が国家公務員等退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等に該当する場合に限り、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和48年法律第30号）附則第9項中「在職した後」とあるのは「在職し、引き続き国際協力事業団において使用される者として在職した後」と、同法附則第12項中「附則第9項に規定する者」とあるのは「国際協力事業団法（昭和49年法律第62号）附則第10条の規定により読み替えて適用される附則第9項に規定する者」と読み替えてこれらの規定を適用する。

(名称の使用制限等に関する経過措置)

第11条 この法律の施行の際現に国際協力事業団という名称を使用している者については、第6条の規定は、この法律の施行後6月間は、適用しない。

第12条 事業団の最初の事業年度は、第26条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和50年3月31日に終わるものとする。

第13条 事業団の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第27条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。

(海外技術協力事業団法等の廃止)

第14条 次に掲げる法律は、廃止する。

(1) 海外技術協力事業団法（昭和37年法律第120号）

(2) 海外移住事業団法（昭和38年法律第124号）

（海外技術協力事業団法等の廃止に伴う経過措置）

第15条 前条の規定の施行前にした廃止前の海外技術協力事業団法又は海外移住事業団法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

第16条 地方財政再建促進特別措置法（昭和30年法律第195号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「、海外移住事業団」を削り、「若しくは畜産振興事業団」を「、畜産振興事業団若しくは国際協力事業団」に改める。

（所得税法の一部改正）

第17条 所得税法（昭和40年法律第33号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1号の表中海外移住事業団の項及び海外技術協力事業団の項を削り、国際観光振興会の項の次に次のように加える。

| | |
|---------|-----------------------|
| 国際協力事業団 | 国際協力事業団法（昭和49年法律第62号） |
|---------|-----------------------|

（法人税法の一部改正）

第18条 法人税法（昭和40年法律第34号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1号の表中海外移住事業団の項及び海外技術協力事業団の項を削り、国際観光振興会の項の次に次のように加える。

| | |
|---------|-----------------------|
| 国際協力事業団 | 国際協力事業団法（昭和49年法律第62号） |
|---------|-----------------------|

（印紙税法の一部改正）

第19条 印紙税法（昭和42年法律第23号）の一部を次のように改正する。

別表第2 中海外移住事業団の項及び海外技術協力事業団の項を削り、
国際観光振興会の項の次に次のように加える。

| | |
|---------|-----------------------|
| 国際協力事業団 | 国際協力事業団法（昭和49年法律第62号） |
|---------|-----------------------|

（登録免許税法の一部改正）

第20条 登録免許税法（昭和42年法律第35号）の一部を次のように改正する。

別表第2 中海外移住事業団の項及び海外技術協力事業団の項を削る。
別表第3 中7の項の次に次のように加える。

| | | | |
|-------------|-----------------------|--|---|
| 7の2 国際協力事業団 | 国際協力事業団法（昭和49年法律第62号） | 別表第1の第1号から第18号までに掲げる登記又は登録（国際協力事業団法第21条第1項第3号イ又はロ（業務の範囲）に掲げる業務（同号イに掲げる業務のうち政令で定めるものを除く。）のための先取特権、質権又は抵当権の保存、設定又は移転の登記又は登録を除く。） | 先取特権、質権又は抵当権の保存、設定又は移転の登記又は登録については、第3欄の登記又は登録に該当するものであることを証する大蔵省令で定める書類の添付があるものに限る。 |
|-------------|-----------------------|--|---|

（地方税法の一部改正）

第21条 地方税法（昭和25年法律第226号）の一部を次のように改正する。

第72条の4第1項第3号中「、海外技術協力事業団、海外移住事業団」を削り、「及び小型船舶検査機構」を「、小型船舶検査機構及び国際協力事業団」に改める。

第73条の4第1項第20号の次に次の1号を加える。

(20)の2 国際協力事業団が国際協力事業団法（昭和49年法律第62号）第21条第1項第1号、第2号又は第4号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの。

（行政管理庁設置法の一部改正）

第22条 行政管理庁設置法（昭和23年法律第77号）の一部を次のように改正する。

第2条第12号中「海外技術協力事業団、海外移住事業団」を「国際協力事業団」に改める。

（外務省設置法の一部改正）

第23条 外務省設置法（昭和26年法律第283号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第25号を次のように改める。

(25) 国際協力事業団の監督（海外移住に関するものに限る。）に関する
こと。

第10条の2第6号を次のように改める。

(6) 国際協力事業団の監督（海外移住に関するものを除く。）に関する
こと。

（農林省設置法の一部改正）

第24条 農林省設置法（昭和24年法律第153号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第14号の次に次の1号を加える。

(14)の2 国際協力事業団の指導監督を行うこと。

（通商産業省設置法の一部改正）

第25条 通商産業省設置法（昭和27年法律第275号）の一部を次のように

改正する。

第8条第1項第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 国際協力事業団に関すること。

第8条第3項中「第6号」の下に「、第6号の2」を加える。

○ 国際協力事業団法の一部の施行
期日を定める政令

(昭和49年7月31日)
(政令第282号)

内閣は、国際協力事業団法（昭和49年法律第62号）附則第1条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

国際協力事業団法附則第14条から第25条までの規定の施行期日は、昭和49年8月1日とする。

○ 国際協力事業団法施行令

(昭和49年7月31日)
(政 令 第 283号)

内閣は、国際協力事業団法（昭和49年法律第62号）第5条第1項、第21条第1項第3号及び第4号、第22条第1号、第29条、第30条第4項並びに附則第4条、第6条第5項及び第7条第5項の規定に基づき、この政令を制定する。

（試験的に行われる事業に準ずる事業）

第1条 国際協力事業団法（以下「法」という。）第21条第1項第3号ロに規定する政令で定める事業は、技術の改良又は開発と一体として行われなければその経営の基礎を安定させることが困難であると認められる事業とする。

（施設等の整備事業）

第2条 法第21条第1項第3号ハに規定する政令で定める施設等の整備事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 農用地の造成又は改良、農業用排水施設の整備、農林業用道路の整備その他の農林業生産の基盤の整備（これと併せて行う農林業用施設の整備を含む。）
- (2) 森林の造成（これに先立って行う森林の伐採を含む。）
- (3) 鉱工業用地の造成、工業用水道の整備その他の鉱工業生産の基盤の整備（これと併せて行う鉱工業の用に供する施設（物品の製造、加工又は修理を行うために直接使用される機械及び装置を除く。）の整備を含む。）及び産業公害を防止するための施設の整備
- (4) 住民の福祉向上のための文化、交通、通信、衛生、生活環境等に係

る施設であって公共の用に供するものの整備

(移住者等に係る出資の対象事業)

第3条 法第21条第1項第4号へ及びトに規定する政令で定める事業は、農林水産物の加工、貯蔵又は運送の事業であって移住地の発展に寄与すると認められるものとする。

(法第22条第1号イに規定する政令で定める機関)

第4条 法第22条第1号イに規定する政令で定める機関は、石油開発公団、金属鉱業事業団、農林中央金庫及び商工組合中央金庫とする。

(区分経理)

第5条 国際協力事業団は、法第29条に規定する特別の勘定として、次の各号に掲げる勘定を設け、当該各号に掲げる業務に関する資産、負債、収益及び費用に関する経理について整理しなければならない。

- (1) 開発投融资勘定 法第21条第1項第3号イ及びロに掲げる業務並びにこれらに附帯する業務
- (2) 施設等整備勘定 法第21条第1項第3号ハに掲げる業務及びこれに附帯する業務
- (3) 入植地勘定 法第21条第1項第4号ホに掲げる業務及びこれに附帯する業務
- (4) 移住投融资勘定 法第21条第1項第4号へ及びトに掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

(利益金の計算の方法)

第6条 法第30条第4項に規定する利益金の計算は、毎事業年度の第1号に掲げる益金の合計額から当該事業年度の第2号に掲げる損金の合計額を差し引くことにより行う。

- (1) 益 金

- イ 交付金
- ロ 貸付金利息
- ハ 債務保証料
- ニ 出資配当金
- ホ 売上収入
- ヘ 受託事業収入
- ト 貸倒準備金からの戻入れ額
- チ 雑益

(2) 損 金

- イ 事業費
- ロ 支払利息
- ハ 委託手数料
- ニ 売上原価
- ホ 受託事業費
- ヘ 管理費
- ト 固定資産減価償却費
- チ 貸倒準備金への繰入額
- リ 雑損

附 則

(施行期日)

第1条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第3条から第13条までの規定は、昭和49年8月1日から施行する。

(海外技術協力事業団等の解散の登記の囑託等)

第2条 法附則第6条第1項の規定により海外技術協力事業団が解散した

とき、及び法附則第7条第1項の規定により海外移住事業団が解散したときは、外務大臣は、遅滞なく、これらの法人の解散の登記を登記所に囑託しなければならない。

2 登記官は、前項の規定による囑託に係る解散の登記をしたときは、これらの法人の登記用紙を閉鎖しなければならない。

(海外移住事業団法施行令の廃止)

第3条 海外移住事業団法施行令(昭和38年政令第251号)は、廃止する。

(旅券の手数料の減額に関する政令の一部改正)

第4条 旅券の手数料の減額に関する政令(昭和27年政令第452号)の一部を次のように改正する。

第1項中「左の」を「次の」に改め、同項ただし書中「海外移住事業団法(昭和38年法律第124号)第31条第1項の規定に基づき政府が海外移住事業団に交付した交付金から」を「国際協力事業団法(昭和49年法律第62号)第21条第1項第4号ロの規定による」に改める。

(特殊法人登記令の一部改正)

第5条 特殊法人登記令(昭和39年政令第28号)の一部を次のように改正する。

第19条中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り上げる。

別表中海外移住事業団の項及び海外技術協力事業団の項を削り、国際観光振興会の項の次に次のように加える。

| | | |
|---------|-----------------------|-----|
| 国際協力事業団 | 国際協力事業団法(昭和49年法律第62号) | 資本金 |
|---------|-----------------------|-----|

(国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第7条第1項の公法人を定める政令の一部改正)

第6条 国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第7条第1項の公法人を定める政令（昭和37年政令第393号）の一部を次のように改正する。

第2号を次のように改める。

(2) 国際協力事業団

(国家公務員等退職手当法施行令の一部改正)

第7条 国家公務員等退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第29号を次のように改める。

(29) 国際協力事業団（国際協力事業団法（昭和49年法律第62号）附則第6条第1項の規定により解散した旧海外技術協力事業団及び同法附則第7条第1項の規定により解散した旧海外移住事業団を含む。）

第9条の2第36号を次のように改める。

(36) 削除

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)

第8条 国家公務員共済組合法施行令（昭和33年政令第207号）の一部を次のように改正する。

第43条第2号中「海外技術協力事業団、海外移住事業団」を「国際協力事業団（国際協力事業団法（昭和49年法律第62号）附則第6条第1項の規定により解散した旧海外技術協力事業団及び同法附則第7条第1項の規定により解散した旧海外移住事業団を含む。）」に改める。

(地方公務員等共済組合法施行令の一部改正)

第9条 地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）の一部を次のように改正する。

第41条第2号中「海外技術協力事業団、海外移住事業団」を「国際協

力事業団（国際協力事業団法（昭和49年法律第62号）附則第7条第1項の規定により解散した旧海外移住事業団を含む。）」に改める。

（地方税法施行令の一部改正）

第10条 地方税法施行令（昭和25年政令第245号）の一部を次のように改正する。

第37条の6の次に次の1条を加える。

（法第73条の4第1項第20号の2の不動産）

第37条の6の2 法第73条の4第1項第20号の2に規定する国際協力事業団が国際協力事業団法(昭和49年法律第62号)第21条第1項第1号、第2号又は第4号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する不動産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

- (1) 事務所の用に供する不動産
- (2) 宿舍の用に供する不動産

（外務省組織令の一部改正）

第11条 外務省組織令（昭和27年政令第385号）の一部を次のように改正する。

第5条の7第8号中「海外移住事業団の監督」を「国際協力事業団の監督（海外移住に関するものに限る。）」に改める。

第27条第5号中「海外技術協力事業団の監督」を「国際協力事業団の監督（海外移住に関するものを除く。）」に改める。

第27条の2第4号中「海外技術協力事業団」を「国際協力事業団」に改める。

(農林省組織令の一部改正)

第12条 農林省組織令(昭和27年政令第389号)の一部を次のように改正する。

第19条第2号中「前号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 国際協力事業団の指導監督を行うこと。

(通商産業省組織令の一部改正)

第13条 通商産業省組織令(昭和27年政令第390号)の一部を次のように改正する。

第26条中第10号を第11号とし、第5号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 国際協力事業団の監督に関すること。

○ 国際協力事業団■の財務及び会計 に関する省令

(昭和49年12月25日)
外務省令第8号

国際協力事業団法（昭和49年法律第62号）第35条及び37条の規定に基づき、国際協力事業団の財務及び会計に関する省令を、次のように定める。

国際協力事業団の■財務及び会計に関する省令

(経理原則)

第1条 国際協力事業団（以下「事業団」という。）は、その事業の財政状態及び経営成績を明らかにするため、財産の増減及び異動並びに収益及び費用をその発生の事実に基づいて経理しなければならない。

(勘定の設定)

第2条 事業団の会計においては、貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、貸借対照表勘定においては、資産、負債及び資本を計算し、損益勘定においては、収益及び費用を計算する。

2 事業団は、国際協力事業団法（以下「法」という。）第29条に規定する特別の勘定のほか、事業の性質上特別に区分して経理する必要があるものについては、その経理を明確にするため、特別の勘定を設けるものとする。

3 貸借対照表勘定及び損益勘定は、法第29条に規定する特別の勘定ごとに、及び前項の規定により特別の勘定を設けたときは、その設けた勘定ごとに、それぞれ内訳として、区分する。

(予算の内容)

第3条 事業団の予算は、予算総則及び収入支出予算とする。

(予算総則)

第4条 予算総則には、収入支出予算に関する総括的規定を設けるほか、次の各号に掲げる事項に関する規定を設けるものとする。

- (1) 第8条の規定による債務を負担する行為については、事項ごとにその負担する債務の限度額、その行為に基づいて支出すべき年限及びその必要の理由
- (2) 第9条第2項の規定による経費の指定
- (3) 第10条第1項ただし書の規定による経費の指定
- (4) 長期借入金の借入及び国際協力事業団債券の発行の限度額
- (5) その他予算の実施に関し必要な事項

(収入支出予算)

第5条 収入支出予算は、収入にあたってはその性質、支出にあつてはその目的に従って区分するものとする。

2 事業団は、法第29条に規定する特別の勘定ごとに、及び第2条第2項の規定により特別の勘定を設けたときは、その設けた勘定ごとに、前項の規定による区分を行うものとする。

(予算の添付書類)

第6条 法第27条前段の規定により予算について外務大臣の認可を受けようとする場合において、申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 前事業年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書
- (2) 当該事業年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書
- (3) その他当該予算の参考となる書類

2 事業団は、法第27条後段の規定により、予算の変更の認可を受けよう

とするとき、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書に前項第2号及び第3号に掲げる書類を添付して外務大臣に提出しなければならない。

(予備費)

第7条 予見することができない理由による支出予算の不足を補うため、事業団の収入支出予算に予備費を設けることができる。

2 事業団は、予備費を使用したときは、すみやかに、使用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類を外務大臣に送付しなければならない。

(債務を負担する行為)

第8条 事業団は、支出予算の金額の範囲内におけるもののほか、法第21条に規定する業務を行うため必要があるときは、毎事業年度、予算をもって外務大臣の認可を受けた金額の範囲内において、債務を負担する行為をすることができる。

(支出予算の流用等)

第9条 事業団は、支出予算については、当該予算に定める目的のほかには使用してはならない。ただし、予算の実施上適当かつ必要であるときは、第5条の規定による区分にかかわらず、相互流用することができる。

2 事業団は、予算総則で指定する経費の金額については、外務大臣の承認を受けなければ、それらの経費との間又は他の経費との間に相互流用し、又はこれに予備費を使用することができない。

3 事業団は、前項の規定による承認を受けようとするときは、流用又は使用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類を外務大臣に提出しなければならない。

(支出予算の繰越し)

第10条 事業団は、支出予算の経費の金額のうち、当該事業年度内に支出決定を終わらなかつたものについて、予算の実施上必要があるときは、これを翌事業年度に繰越して使用することができる。ただし、予算総則で指定する経費の金額については、あらかじめ、外務大臣の承認を受けなければならない。

2 事業団は、前項ただし書の規定による承認を受けようとするときは、当該事業年度末までに、事項ごとに、繰越しを必要とする理由及び金額を明らかにした書類を外務大臣に提出しなければならない。

3 事業団は、第1項の規定による繰越しをしたときは、翌事業年度の6月30日までに、繰越計算書を外務大臣に送付しなければならない。

4 前項の繰越計算書は、支出予算と同一の区分により作成し、かつ、これに次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 繰越しに係る経費の予算現額
- (2) 前号の経費の予算現額のうち支出決定済額
- (3) 第1号の経費の予算現額のうち翌事業年度への繰越額
- (4) 第1号の経費の予算現額のうち不用額

(事業計画)

第11条 法第27条前段の事業計画には、次の事項に関する計画を記載しなければならない。

- (1) 法第21条第1項第1号に規定する技術協力の実施に関する事項
- (2) 法第21条第1項第2号に規定する海外協力活動の促進及び助長に関する事項
- (3) 法第21条第1項第3号に規定する資金の貸付け、債務の保証及び出資に関する事項
- (4) 法第21条第1項第3号に規定する施設等整備事業に関する事項

- (5) 法第21条第1項第3号に規定する調査及び技術の指導に関する事項
- (6) 法第21条第1項第4号に規定する移住者に対する援助及び指導等の実施に関する事項
- (7) 法第21条第1項第4号に規定する土地の取得、造成、管理及び譲渡並びに取得のあっせんに関する事項
- (8) 法第21条第1項第4号に規定する資金の貸付け、債務の保証及び出資に関する事項
- (9) 法第21条第1項第5号に規定する人員の養成及び確保に関する事項
- (10) その他必要な事項

2 事業団は、法第27条後段の規定により事業計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を外務大臣に提出しなければならない。

(資金計画)

第12条 法第27条前段の資金計画には、次の各号に掲げる事項に関する計画を記載しなければならない。

- (1) 資金の調達方法
- (2) 資金の用途
- (3) その他必要な事項

2 前条第2項の規定は、法第27条後段の規定により資金計画の変更の認可を受けようとする場合について準用する。

(収入支出等の報告)

第13条 事業団は、毎月、収入及び支出については、第5条に規定する区分に従いその金額を明らかにした報告書により、第8条の規定により負担した債務については事項ごとに金額を明らかにした報告書により、翌々月末日までに、外務大臣に報告しなければならない。

(決算報告書)

第14条 法第28条第3項の決算報告書は、収入支出決算書及び債務に関する計算書とする。

2 前項の決算報告書には、第4条の規定により予算総則に規定した事項に係る予算の実施の結果を示さなければならない。

(事業報告書)

第15条 法第28条第3項の事業報告書には、第11条第1項各号及び第12条第1項各号に掲げる事項に関する計画の実施の結果を示さなければならない。

(収入支出決算書)

第16条 第14条第1項の収入支出決算書は、収入支出予算と同一の区分により作成し、かつ、これに次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 収入

- イ 収入予算額
- ロ 収入決定済額
- ハ 収入予算額と収入決定済額との差額

(2) 支出

- イ 支出予算額
- ロ 前事業年度からの繰越額
- ハ 予備費の使用の金額及びその理由
- ニ 流用の金額及びその理由
- ホ 支出予算現額
- ヘ 支出決定済額
- ト 翌事業年度への繰越額

チ 不用額

(債務に関する計算書)

第17条 第14条第1項の債務に関する計算書には、第8条の規定により負担した債務について、債務の事項ごとに、前事業年度末における債務額及び当該事業年度に負担した債務額に区分して、当該事業年度においてそれらについて償還し又は支出した金額及び残額を記載しなければならない。

(借入金の認可)

第18条 事業団は、法第31条第1項の規定により長期借入金若しくは短期借入金の借入れの認可を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を外務大臣に提出しなければならない。

- (1) 借入れを必要とする理由
- (2) 借入金の額
- (3) 借入先
- (4) 借入金の利率
- (5) 借入金の償還の方法及び期限
- (6) 利息の支払の方法
- (7) その他必要な事項

2 前項の規定は、事業団が法第31条第2項ただし書の規定により借り換えの認可を受けようとする場合に準用する。

(償還計画の認可申請)

第19条 事業団は、法第33条の規定による認可を受けようとするときは、法第27条の規定による認可を受けた後1月以内に次の事項を記載した償還計画書を外務大臣に提出しなければならない。ただし、償還計画を変更する場合には、その都度提出しなければならない。

- (1) 長期借入金の総額及び当該事業年度における借入見込額並びにその借入先
- (2) 長期借入金の償還の方法及び期限
- (3) その他必要な事項

(重要な財産)

第20条 法第35条の外務省令で定める重要な財産は、土地（入植地形成のため譲渡する土地を除く。）及び建物並びに外務大臣が指定するその他の財産とする。

(重要な財産の処分等の認可の申請)

第21条 事業団は、法第35条の規定により重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供すること（以下この条において「処分等」という。）について、認可を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、相手方が処分等に応ずることを証する書面を添えて、外務大臣に提出しなければならない。

- (1) 処分等に係る財産の内容及び評価額
- (2) 処分等の理由
- (3) 処分等の相手方の氏名又は名称及び住所
- (4) 譲渡し、又は交換しようとするときはその条件
- (5) 担保に供しようとするときは担保される債権の額及び担保の種類

(会計規程)

第22条 事業団は、その財務及び会計に関し、会計規程を定めなければならない。

- 2 事業団は、前項の会計規程を定めようとするときは、その基本的事項について外務大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

附 則

- 1 この省令は、公布の日から施行し、昭和49年8月1日から適用する。
- 2 海外移住事業団の財務及び会計に関する省令（昭和38年外務省令第7号）は、廃止する。

○国際協力事業団の業務方法書に記載すべき事項を定める省令

昭和49年12月25日
外務省
農林省令第1号
通商産業省

国際協力事業団法（昭和49年法律第62号）第25条第2項の規定に基づき、国際協力事業団の業務方法書に記載すべき事項を定める省令を次のように定める。

国際協力事業団の業務方法書に記載すべき事項を定める省令

国際協力事業団法（以下「法」という。）第25条第2項の業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- 1 法第21条第1項第1号に規定する条約その他の国際約束に基づく技術協力の実施に必要な業務に関する事項
- 2 法第21条第1項第2号に規定する海外協力活動を促進し、及び助長するための業務に関する事項
- 3 法第21条第1項第3号に規定する開発途上地域等の社会の開発並びに農林業及び鉱工業の開発に協力するための業務に関する事項
- 4 法第21条第1項第4号に規定する移住者に対する援助及び指導等を国の内外を通じ一貫して実施するための業務に関する事項
- 5 法第21条第1項第5号に規定する同項第1号並びに第3号ニ及びホの業務の遂行に必要な人員の養成及び確保に関する事項
- 6 法第21条第1項第6号に規定する同項第1号から第5号までに掲げる

業務に附帯する業務に関する事項

- 7 法第21条第1項第7号に規定する法第1条の目的を達成するため必要な業務に関する事項
- 8 法第24条第1項に規定する金融機関及び地方公共団体その他の者に対する業務の一部の委託に関する事項

附 則

- 1 この省令は、公布の日から施行し、昭和49年8月1日から適用する。
- 2 海外技術協力事業団法施行規則（昭和37年外務省令第5号）及び海外移住事業団の業務方法書に記載すべき事項を定める省令（昭和38年外務省令第6号）は、廃止する。

○国際協力事業団法案に対する附帯決議

(昭和49年5月10日)
(衆議院外務委員会)

先進国と開発途上国との間の、経済的格差はますます広がり、加うるに、最近の世界的な通貨、貿易面での動揺やエネルギー資源問題或いは食糧危機の問題の顕在化は、南北問題を一段と複雑多様化せしめ、これら相互間の摩擦と緊張を招いている。

かかるとき、先進国の一員である我が国は、国際連帯の原理に立脚し、互惠平等、内政不干涉の原則を確認するとともに、長期ビジョンの策定等を行ってこれまでに蓄積した資本と技術を活用、供与して、これら開発途上地域の経済及び社会開発と国民福祉向上のための自助努力に協力し、開発途上地域の緊張と摩擦を和らげ、究極的に永続的な世界平和と経済的繁栄の基礎固めに貢献すべきである。

よって政府は、本法施行に当たり、左記事項につき適切な対策を講ずるとともに国際協力事業団の適正な運営に努むべきである。

記

1. 我が国の経済協力は、従来ややもすれば輸出の振興、企業の海外進出の促進の手段とされる傾向があったことにかんがみ、今後政府は、民間主導型の対外経済関係の形成を是正し、開発途上地域の経済及び社会の均衡ある発展に寄与することを第一義的目的とし、政府主導のもとに開発協力相手国住民の生活と福祉の向上のための分野にその重点を置き、いやくも経済進出の姿勢について批判を招かないよう万全を期すること。
2. 海外企業進出については、開発途上地域の自主的な国民経済の発展に

資する見地から協力相手国の立場を尊重しつつ我が国の国際協力を効果的に推進するため万全な措置を講ずること。

3. 国際協力の効果的な推進を図るため、特に国際協力事業団の新規業務と連携いせしめて政府借款を供与する等技術協力と資金協力の一体化に一層の努力を払うとともに、国際協力事業団、海外経済協力基金、日本輸出入銀行を含む我が国国際協力の推進体制の整備について、さらに検討を行うこと。
4. 国際協力に貢献する人材の確保を図るため、専門家の養成、研修及び待遇改善に努めるとともに、既就職の者の在籍参加の途を拡大し、地方公務員の積極的な活用については、所要の措置を講ずるとともに官民の協調による統一された意識のもとに技術協力事業の推進を図ること。
5. 開発途上地域の人口、食糧問題の重要性にかんがみ、特に稲作等アジアの食糧増産のための農業開発についても国際協力事業団の新規業務の一環として政府ベースにより積極的な協力を行うこと。
6. 国際協力事業団による農林業開発の推進に当たっては、国内の農林業に悪影響を及ぼすことのないよう万全の配慮を払うとともに、他方、国内の食糧自給度の維持向上のための諸施策を推進して、国民食糧の安定供給に遺憾なきを期すること。
7. 国際協力事業団全体を主管する外務省は、農林業開発に関する事項及び鉱工業開発に関する事項についてそれぞれ共管官庁である農林省及び通商産業省と密接に協議するとともに、その他の関係省庁とも十分連絡をとり、もって、事業団の各種業務の円滑かつ効率的実施に努めること。
8. 国際協力事業団は、海外技術協力事業団及び海外移住事業団などから引き継がれるこれら職員の処遇について、その給与、身分、労働条件等に関し、不利益を与えないよう適切な措置を講ずること。

○ 対外経済協力審議会令

(昭和36年6月22日)
(政令第208号)

改正 昭和36年12月7日政令第404号
昭和44年9月16日政令第244号

内閣は、総理府設置法（昭和24年法律第127号）第15条第2項の規定に基づき、この政令を制定する。

(所掌事務)

第1条 対外経済協力審議会（以下「審議会」という。）は、内閣総理大臣の諮問に応じて、対外経済協力に関する基本的かつ総合的な政策及び重要事項を調査審議する。

2 審議会は、前項の諮問に関連する事項について、内閣総理大臣に意見を述べることができる。

(組織)

第2条 審議会は、委員20人以内で組織する。

(会長)

第3条 審議会に、会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(委員)

第4条 委員は、対外経済協力に関してすぐれた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門調査員)

第6条 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門調査員5人以内を置くことができる。

- 2 専門調査員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 3 専門調査員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門調査員は、非常勤とする。

(幹事)

第7条 審議会に、幹事を置く。

- 2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。
- 4 幹事は、非常勤とする。

(資料提出の要求等)

第8条 審議会は、その所掌事務を行なうため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、内閣総理大臣官房審議室において処理する。

(雑則)

第10条 前各条に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかって定める。

附 則 抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和36年12月7日政令第404号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和44年9月16日政令第244号）

この政令は、公布の日から施行する。

○海外移住審議会令

(昭和30年7月11日)
(政令第111号)

改正 昭和30年11月8日 政令第300号
昭和32年7月31日 政令第222号
昭和34年5月30日 政令第198号
昭和40年5月4日 政令第145号
昭和43年6月15日 政令第168号

内閣は、総理府設置法（昭和24年法律第127号）第15条第2項の規定に基づき、この政令を制定する。

(所掌事務)

第1条 海外移住審議会（以下「審議会」という。）は、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて、海外移住政策に関する重要事項を審議する。

2 審議会は、前項の諮問に関連する事項について、内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。

(組織)

第2条 審議会は、委員25人以内で組織する。

(会長)

第3条 審議会に、会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を行う。

(委員)

第4条 委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠

の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、非常勤とする。

(専門調査員)

第4条の2 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門調査員5人以内を置くことができる。

2 専門調査員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 専門調査員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門調査員は、非常勤とする。

(幹事)

第5条 審議会に、幹事15人以内を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

4 幹事は、非常勤とする。

(資料の提出等の要求)

第6条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、内閣総理大臣官房において外務省大臣官房領事移住部の協力を得て処理する。

(雑則)

第8条 この政令に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和30年11月8日政令第300号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和32年7月31日政令第222号抄)

- 1 この政令は、昭和32年8月1日から施行する。

附 則 (昭和34年5月30日政令第198号抄)

- 1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和40年5月4日政令第145号抄)

- 1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和43年6月15日政令第168号抄)

- 1 この政令は、公布の日から施行する。

